

(様式2)

「第4次京丹後市地域福祉計画・地域福祉活動計画（案）」の概要

1 趣旨について

本計画は、第2次京丹後市総合計画に掲げる地域福祉施策の最上位計画として位置づけられており、基本構想に掲げる将来像を実現するため社会福祉法第107条に規定されている5つの事項を踏まえ策定するものです。

地域の生活に密着した地域福祉の推進のあり方を示しており、誰もが地域の中で安心して暮らせるように地域ぐるみの取り組みや市の支援策についてまとめ、市民、福祉サービス事業者、行政などが協働により推進していく上での指針となるものです。

また、社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画は、地域福祉計画の基本目標の具体的な行動内容を示すもので本計画と密接不可分の関係にあることから、同計画と一体的に作成することとし、さらなる京丹後市民の地域福祉の向上及び地域福祉の充実を図ります。

加えて、平成31年3月に策定された京都府地域福祉支援計画と連携するとともに、他の福祉分野の計画との整合性および連携を図りながら地域福祉の具現化を進めます。

2 計画の期間

令和4年度から令和8年度までの5年間

3 計画の基本理念

ささえ愛 たすけ愛 ふれ愛のまち 京丹後

4 計画の基本目標

基本目標1 支え合う人づくり

基本目標2 安心・安全の仕組みづくり

基本目標3 ふれあいの場づくり

基本目標4 生涯現役の環境づくり

5 基本目標ごとの取り組みの方向

①支え合う人づくり

(1) 多様な価値観を認め合う活動の推進

各人が様々な価値観があることを認識し認め合う気持ちを持つことが地域福祉の基本であると考えます。認め合うには、人権尊重の意識が欠かせないことから、学校をはじめ地域などの様々な機会を通じた人権学習・福祉学習を行うこととし、そのための役割を示しています。

(2) 地域福祉活動推進の担い手の育成と支援

民生委員や福祉委員は地域福祉の重要な担い手であり、地域の最も身近な相談相手として活動できるよう行政や社協は必要な支援を行います。

また、市民は民生委員や福祉委員の役割や活動を理解し協力します。

(様式2)

(3) 市民活動の育成と支援

誰もが自らの地域が良くなることを願っています。その実現には「地域力」を高めることが必要であり、一人でも多くの市民が地域や福祉に理解や関心をもち、地域活動へ参画することがその第1歩となります。一人でも多くの市民が参画できる取り組みを進めます。

②安心安全の仕組みづくり

(1) 包括的な支援体制の強化

困りごとの解決に向けての様々な制度にかかる情報の周知を図り、必要な人に届き適切にまた簡単に利用できる仕組みづくりに努めます。誰もが安心して自立した生活を送ることのできる体制の充実を図ります。

(2) 支え合いの体制づくりと機能充実

市民同士で顔の見える関係をつくり、地域を主体とした防犯・防災体制の構築は、日ごろの近所付き合いはもとより、いざという時の活動に役立ちます。また、多くの人と様々な形でつながることで、より広範なネットワークを形成することができ、防犯・防災に役立ちます。これらの取り組みの支援を行います。

③ふれあいの場づくり

(1) 活動拠点の確保・創出

地域単位だけでなく、より広域なネットワーク形成のためにはその拠点が必要です。誰もが集まることのできる拠点の確保・創出を目指します。

(2) 市民主体の交流の場づくり

自主的な交流の場づくりの支援を図るため、既存のサロン活動の充実を図るほか、(1)とリンクし、市民同士のつながりを支援します。

④生涯現役を支える環境づくり

(1) 健康づくりの推進

正しい生活習慣を早期に身につけ次代につなげることができれば、誰もが健康で生涯現役で活躍することができます。あらゆる年代での健康づくりを目指します。

(2) 社会参加しやすい環境づくりの推進

就業機会や地域活動などの社会活動に参加することは、人や社会とのつながりを確保することに結びつきます。そのためのハード・ソフト両面での環境づくりを進めます。

5 施行期日について

令和4年4月1日から施行します。